

「平成26年度 農業・農村の動向等に関する年次報告」の概要

平成27年6月
農政部

北海道農業・農村振興条例第4条の規定に基づき、平成26年度における農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策について報告するものである。

〔第1部 北海道農業・農村の動向〕

第1章 北海道農業・農村を取り巻く情勢

○ 国際貿易交渉の動き

- ・ TPP(環太平洋パートナーシップ)協定について、日本は、25年7月にマレーシアで開催された第18回TPP交渉会合から正式に交渉参加。
以来、交渉妥結に向けて閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議が断続的に進められている。
27年4月19～20日に日米閣僚級会合が開催されたが、農産品と自動車に係る関税において依然として課題が残されており、また、同年4月23～26日開催の首席交渉官会合においても知的財産などの分野で参加国間の対立が続いているなど引き続き交渉が継続されている。
- ・ WTOドーハ・ラウンド交渉の行方が不透明な中、世界的にEPAやFTAを締結する動きが急速に拡大。我が国においても、これまで14の国や地域とEPAを締結・発効しているが、25年度には、日EU・EPA交渉、RCEP(アールセップ：東アジア地域包括的経済連携)の交渉、26年度にはトルコとの交渉が開始されている。
- ・ 日豪EPAについては、27年1月に発効したが、牛肉の関税率の段階的引下げや数量セーフガードの導入、チーズの関税割当の導入等を内容としており、これにより本道の肉牛生産や酪農への影響が懸念されている。

○ 農政の新たな動き

- ・ 国は、農業の成長産業化を促進する産業政策と多面的機能を促進する地域政策を車の両輪として、食料・農業・農村基本法の理念の実現に向けた施策の安定性の確保や農業の担い手が活躍できる環境の整備、農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出などを基本的な視点とした「食料・農業・農村基本計画」を27年3月に策定した。
- ・ また、「規制改革実施計画」(26年6月閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(26年6月改訂)を踏まえ、農業の成長産業化に資するため、農協、農業委員会及び農業生産法人の各制度の見直しを行うこととし、国会に関連法案を提出した。
- ・ 国は、酪農家の戸数が減少する中、畜産の競争力強化のため、農家や、地域に存在する各種支援組織や関連産業が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益の向上に取り組むための「畜産クラスター関連事業」を創設。道内では、その中心となる畜産クラスター協議会が策定する計画に沿って、畜産農家の畜舎等の施設整備、リース方式による農業機械の導入等を進める。

第2章 北海道農業・農村の概要

○ 本道農業の特徴と地位

- 26年の本道の販売農家1戸当たりの経営耕地面積は、23.4haで都府県平均の14.6倍、乳用牛飼養頭数は115.3頭で同2.3倍、肉用牛飼養頭数は190.2頭で同5.1倍。

■ 本道と都府県の経営規模の比較(26年)

(単位: ha、頭)

区 分	北海道(A)	都府県(B)	(A)/(B)(倍)
経営耕地面積(販売農家1戸当たり)	23.4	1.6	14.6
乳用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	115.3	51.2	2.3
肉用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	190.2	37.5	5.1

資料: 農林水産省「農業構造動態調査」、「畜産統計」

- 25年の本道の農業産出額は1兆705億円で、全国に占める割合は12.5%。
- 特に、乳用牛が3,777億円(全国シェア48.5%)、野菜が1,990億円(同8.8%)で、都道府県別で第1位になるなど、多くの部門で上位を占めている。
- 酪農は、乳用牛の飼養戸数が6,900戸と7,000戸を切り、生乳生産量は前年比1.8%減少となった。

○ 農業生産の概況

- 26年の北海道の気象概況は、気温は平年より高く、降水量は6年連続で平年より多く、日照時間は19年以来7年ぶりの多照。
- 水稻は、作況指数は107となったが、登熟が十分に確保できずバラツキが見られたため青死米が例年より多く発生、小麦は、天候が良好であったことから、1等麦比率が前年を大幅に上回り、馬鈴しょ、てん菜については、平年を上回る作柄となった。

○ 農村地域の概況

- 北海道立総合研究機構の、農林業センサスを用いた、将来の農村の動向予測では、22年に172,779人であった販売農家人口は、37年には、10万人を下回る大幅な減少と予測。
- 一方、1戸当たり平均経営耕地面積は、22年に21.4ha/戸であったものが、37年には32.9ha/戸と大幅に増加すると予測。

○ 人口減少問題への対応

- 道では、道政の最重要課題に位置づけられる人口減少問題への対応として、27年3月に「本道における人口減少問題に対する取組指針」を策定し、人口減少問題に対する総合的・分野横断的な取組を進めている。
- 農業分野の取組方向としては、①経営の安定や雇用の場の拡大、②新規就農者の受入拡大、③農業経営の法人化や地域農業支援システムの整備、④6次産業化の推進や輸出の拡大、⑤ICTを活用したスマート農業の推進、⑥安定的な食料供給を支える農業生産基盤の整備と魅力ある農村づくりを示すとともに、国の地方創生先行型交付金を活用し、6次産業化、新規就農、労働力確保、農村づくりなどに対応した新たな取組を進める。

第3章 農業構造

○ 農家戸数と就業構造

- ・ 本道の販売農家戸数は、年々減少を続けており、26年は3万9,700戸で、前年に比べ1.2%減少。販売農家のうち主業農家は、2万8,000戸と70.5%を占めており、都府県の20.1%を大きく上回った。
- ・ 基幹的農業従事者数は、26年は9万1,800人で、前年に比べ2.2%減。年齢階層別では、65歳以上の割合が35.2%と、都府県の64.5%を大きく下回っている。

■ 販売農家戸数と基幹的農業従事者数の推移

(単位：戸、人、%)

区 分	北 海 道		都 府 県	
	25年	26年	25年	26年
販売農家戸数	40,200	39,700	1,414,800	1,371,900
うち 主業農家数	29,000	28,000	295,600	276,000
構成比	72.1	70.5	20.9	20.1
基幹的農業従事者数	93,900	91,800	1,647,900	1,587,100
うち 65歳以上	31,000	32,300	1,036,200	1,023,500
構成比	33.0	35.2	62.9	64.5

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

○ 担い手の動向

- ・ 認定農業者数は、26年3月末現在で3万964経営体と、22年をピークに、農家戸数の減少とともに減ってきている。
- ・ 農業生産法人は、27年1月現在で3,045法人と増加傾向。経営規模別でも30ha以上の階層が増加するなど、平均経営規模は年々拡大しており、26年で59.1ha。
- ・ 新規就農者は25年は603人で、このうち新規学卒就農者は230人、Uターン就農者は285人、新規参入者は88人。近年、おおむね600～700人程度で推移。

○ 地域農業支援システム

- ・ 高齢化・労働力不足の中で、地域農業を支えるコントラクターが、26年3月末現在で325組織、TMRセンターが、25年度で59組織と、ともに年々増加。
- ・ 酪農ヘルパー利用組合は、26年8月現在で90組合で、道東・道北の酪農専業地帯のほぼ全ての市町村に設立。

○ 担い手への農地の利用集積

- ・ 26年3月末では、耕地面積115万1千haのうち認定農業者等の担い手に集積された農地面積は99万7千ha(集積率86.6%)で、前年に比べ3千ha(0.4%)増加。
- ・ 担い手への農地の集積・集約化の推進、耕作放棄地の解消等を図るため、国は、25年12月に農地中間管理事業の推進に関する法律を制定し、都道府県ごとに「農地中間管理機構」を整備。道では(公財)北海道農業公社が、26年3月に道から機構の指定を受け、同年4月より農地中間管理事業を開始。事業初年度での機構による出し手より借り受けし、受け手に貸付した農地面積は、3,549ha。

第4章 消費者の信頼に支えられた安全・安心な食づくりや環境と調和した農業の推進

○ 道産食品の安全・安心の確保

- ・ 食の安全・安心条例に基づき、生産から流通、消費に至る各段階での食品の安全性確保など、食の安全・安心を確保するための施策を重点的に推進するため、26年3月に「北海道食の安全・安心基本計画【第3次】」を策定。
- ・ 道では、計画に定めた食に関する情報提供、GAPやHACCPの導入、適正な食品表示、食や地産地消などの各施策を推進。

○ 愛食運動の推進

- ・ 26米穀年度(25年11月～26年10月)の北海道米の道内食率は、「ゆめぴりか」や「ななつぼし」、「ふっくりんこ」のおいしさが広く道民に浸透したことなどから、目標である85%以上に対し89%を達成。
- ・ 道産小麦の利用拡大を進めるため、「麦チェン！」運動を展開。道産小麦使用の商品を提供する「麦チェンサポーター店」の登録数は、27年3月末現在で294店。

○ 環境と調和した農業の推進

- ・ 「YES!clean表示制度」を活用している生産集団は、26年度で延べ343集団で、1万525戸の農家が、55作物を生産。こうした取組をさらに推進するため27年3月に「北海道クリーン農業推進計画(第6期)」を策定。クリーン農業技術の開発・普及やクリーン農産物の消費者への理解、浸透を図ることとしている。
- ・ 有機農業への取組は、有機JAS認定農家数が317戸(26年3月末現在)で、販売農家に対する割合では0.7%。

第5章 主要農畜産物の生産等の動向

○ 稲作

- ・ 26年産米の作付面積は11万1,000ha、収穫量は64万500トンで、作況指数は107の「良」となり、面積・収穫量ともに新潟県に次いで全国2位となったが、青死米等が全国を上回る割合で発生したことから、次年度での栽培管理面での対応が必要。

26年産米の食味ランキングは、「ななつぼし」が5年連続、「ゆめぴりか」が4年連続で最高ランクの「特A」を獲得、参考品種として「ふっくりんこ」が「特A」の評価を受けるなど全国的にも高い評価。

○ 畑作

- ・ 小麦の作付面積は、12万3,400haと前年に比べ1.1%増加。
収穫量は、天候にも恵まれ、54万9,700トンと前年に比べ3.3%増加。
1等麦比率は、85.3%と前年に比べ20.0ポイント増加。
- ・ 大豆の作付面積は、2万8,600haと前年に比べ6.7%増加。
収穫量は、単位当たり収量の増加もあり、7万3,200トンと前年に比べ19.2%増加。
- ・ 馬鈴しょの作付面積は、5万1,500haと前年に比べ1.9%減少。
一方、収穫量は、単位当たり収量の増加により、191万6,000トンと前年に比べ

1.9%増加。

- てん菜の作付面積は、労働力不足などにより、5万7,400haと前年に比べ1.4%減少。一方、収穫量は、単位当たり収量の増加により、356万7,000トンと前年に比べ3.8%増加し、根中糖分は、5年ぶりに前年を上回り17%台を確保。

■ 主要農産物の作付面積・収穫量の推移

(単位：ha、トン、%)

区 分	作付面積			収 穫 量		
	25年産	26年産	増減率	25年産	26年産	増減率
水 稻	112,000	111,000	▲ 0.9	629,400	640,500	1.8
小 麦	122,000	123,400	1.1	531,900	549,700	3.3
大 豆	26,800	28,600	6.7	61,400	73,200	19.2
馬鈴しょ	52,500	51,500	▲ 1.9	1,880,000	1,916,000	1.9
てん菜	58,200	57,400	▲ 1.4	3,435,000	3,567,000	3.8

資料：農林水産省「作物統計」

○ 畜産

- 担い手の減少に伴う搾乳牛頭数の減少に加え、配合飼料価格の高止まりや、国際貿易交渉の進展による先行き不透明感などによる投資意欲の減退で、26年度の生産生乳量は382万トンと前年度に比べ3万トン(対前年度比0.7%)減少。一方、全国シェアは、都府県の生産量の減少により52.1%まで増加。

○ エゾシカによる農業被害の防止等

- エゾシカによる農業被害額は、年々増加し、25年度は54億円超。被害地域も、これまでの道東地域から全道に拡大。
- 道では、生息数の削減に向け、関係機関・団体による「エゾシカ包囲網会議」を設置し、捕獲機材の導入や農地侵入防止柵の整備など地域の被害防止の取組を支援。

第6章 農業・農村における付加価値向上

○ 道産農産物・食品の販路拡大と輸出

- 本道より海外に輸出された農畜産物は、26年には総額24億5,100万円、前年より1億6,700万円増加。
- 品目別では、ながいものが15億1,100万円、LL牛乳が5億3,500万円となり、この2品目で輸出総額の83%を占める。道はホクレンなどと協議会を設置し、海外市場の開拓に取り組む。

○ 6次産業化の推進

- 地域の食資源をいかした6次産業化を推進し、農村での所得と雇用の創出に取り組む中で、農産物加工や農家レストラン等の取組が増加。道では、こうした動きを踏まえ、地域ぐるみでの活動を促進するための支援を実施。

第7章 農業経営の動向

○ 農業経営の動き

- 25年の1経営体当たりの農業所得は、水田作経営では、米の販売数量の減少

や価格の下落により前年に比べ減少。畑作経営では、小麦や小豆の価格が下落したため、前年に比べ減少。酪農経営では、乳価上昇や個体販売価格が増加したため、前年に比べ増加。

■ 本道の農家経済の概要(1経営体当たり)

(単位：千円、%)

区 分	水田作経営			畑作経営			酪農経営		
	24年	25年	増減率	24年	25年	増減率	24年	25年	増減率
農業所得	5,096	4,981	▲2.3	8,682	8,512	▲2.0	8,492	9,985	17.6
農業粗収益	14,844	14,357	▲3.3	29,514	28,852	▲2.2	62,443	65,015	4.1
農業経営費	9,748	9,376	▲3.8	20,832	20,340	▲2.4	53,951	55,030	2.0
農業所得率	34.3	34.7	0.4	29.4	29.5	0.1	13.6	15.4	1.8

資料：農林水産省「農業経営統計調査」

注：農業所得の増減率は、対前年増減率。農業所得率の増減率は、対前年差

第8章 農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及

○ 農業・農村の整備

- 道は、「北海道農業農村整備推進方針」に沿って、農地等の地域資源の保全整備を進め、多面的機能の十分な発揮や、安全で安心な「食」の供給力を最大限に発揮させる生産基盤づくりとあわせて、安心して快適な農村づくりを推進。

○ 農業技術の開発・普及

- 道総研農業研究本部等は、26年度の研究成果として、新品種では、納豆加工適性が「スズマル」並に優れる「中育69号」、多収でジャガイモシストセンチュウ抵抗性を持つでん粉原料用品種「北海105号」、食味が良好で、うどんこ病やえそ斑点病及びつる割れ病に抵抗性を有する赤肉メロン新品種「空知交23号」、収量性と飼料品質が優れるオーチャードグラス新品種「北海30号」等を開発。
- 新技術では、秋まき小麦「ゆめちから」の適期播種量と施肥設計法、食用種子ペポかぼちゃ品種「ストライプペポ」の安定生産技術、黒毛和種の育成期における牧草サイレージ給与技術や肥育牛への破碎玄米及びとうもろこしサイレージ給与技術等を開発。
- 26年5月「北海道ロボット農作業機等実用化普及推進協議会」を設置し、農業者の意見や開発・普及に向けた課題についての情報交換を進め、ICT等を活用した効率的で高精度な農業生産を推進。

第9章 農業関係団体の動き

○ 農業協同組合、土地改良区、農業委員会

- 26年度末現在の総合農協数は、27年2月に農協合併が1事例あったことから1つ減少し109。道は、組織基盤の強化や合併などに向けた指導等の取組を推進。

国は、農協が、農業者が自主的に設立した協働組織であることをより明確にするため、農協や中央会、連合会のあり方について見直しを行うこととし、関連する法案を国会に提出。こうした中でJAグループ北海道は、自己改革に取り組むにあたっての指針として、「改革プラン」を26年11月に策定。

- ・ 25年度の土地改良区数は74で、前年度より減少。道は、統合整備等の再編などに向けた指導等の取組を推進。
- ・ 26年の農業委員会数は169市町村において170設置されており、遊休農地の解消、担い手への農地集積に取り組んでいる。また、農業委員会制度の見直しに向けた改正法案が国会へ提出されている。

第10章 活力ある農業・農村づくり

○ 農業・農村の多面的機能

- ・ 26年度に創設された多面的機能支払交付金では、「農地維持支払交付金」による共同活動について、130市町村の767組織が、水路、農道などの地域資源の基礎的な保全等の取組を行い、「資源向上支払交付金」による共同活動について、732組織が、水路、農道等の施設の簡易な補修等を実施。
- ・ 25年度における中山間地域等直接支払交付金は、97市町村で356の協定がなされ、耕作放棄の防止や多面的機能の増進、機械・農作業の共同化など、集落の状況に応じた共同取組を実施。

○ 農業・農村に対する道民理解

- ・ 道は、都市と農村の交流に意欲のある農業者の農場を「ふれあいファーム」として登録。27年度末で949農場が登録。
- ・ 道では、農業・農村情報誌(コンファ：年2回)の発行や、農業・農村ふれあいネットワークによるマスメディア等での様々な情報の提供などにより農業・農村の理解促進に取り組む。

○ 農業・農村とのふれあいの場の提供

- ・ 農産物の加工・販売、市民農園、ファームレストラン、ファームインなど都市との交流促進につながる「グリーン・ツーリズム」関連施設数は、26年で、2,524件と年々増加。

〔第2部 農業・農村の振興に関して講じた施策〕

第4期北海道農業・農村振興推進計画の4つの推進方針に即した施策を総合的に展開し、安全で良質な農産物を安定的に生産するとともに、個性が活きる活力ある農村づくりを推進。

第1 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

1 安全・安心な食料の安定供給

- ・ GAPやHACCP、適正な食品表示の充実などに取り組むほか、道産食品独自認証制度のPRや認証品の消費拡大など食の北海道ブランドづくりを推進するとともに地産地消の取組や、道民運動としての「愛食運動」を総合的に展開。
- ・ 多様なニーズに対応した北海道米の道内外での需要拡大に向けたPRの強化や、輸入小麦から道産小麦への利用転換を推進する「麦チェン！」運動を推進。

2 農業の持続的発展

- ・ 消費者ニーズに応える農業生産を推進するため、クリーン農業や有機農業などとともに、米の直播栽培や加工米などの多様な需要に対応した生産体制づくり、需要拡大が見込まれるパン・中華麺用の秋まき小麦「ゆめちから」の安定生産、多用途に応じた生産を図るためのジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の普及拡大、養液栽培等の活用による施設園芸の高度化等を推進。
- ・ 道産農畜産物の高付加価値化を進めるとともに、自給飼料の増産や飼料用米の利用拡大、エゾシカによる農業被害の防止、良品質で安定的な生産に資する新品種の開発、GPS普及等の先端技術を活用した低コスト生産技術の普及。

3 環境と調和した農業の推進

- ・ YES!clean農産物の消費者等への表示制度の普及・啓発、化学合成農薬や肥料を5割以上削減する高度なクリーン農業技術の開発・普及を促進するとともに、有機農業については、「北海道有機農業推進計画」に基づき、有機農業者の連携構築、有機農業技術の開発・普及、有機農産物のPRを実施。

第2 北海道農業・農村を支える意欲ある人づくり

1 農業生産や地域活動を担う多様な人づくり

- ・ 新規就農希望者に対する相談活動や就農前研修の実施、就農支援資金の貸付や青年就農給付金の給付、また、農業大学校での高度な経営力を備えた農業後継者等の育成、農業改良普及センターによる技術・経営指導、女性農業者が農業・農村社会で活躍できる環境づくりを推進。

2 地域農業を支えるシステムづくり

- ・ 認定農業者の経営改善や農業経営の法人化に向けた相談・支援活動等を実施するとともに、コントラクターや酪農ヘルパー等の農作業受託による農業経営を支援する組織の育成などを推進。

第3 農業生産の基本となる優良農地の確保・整備と効率的な利用

- ・ 「北海道農業農村整備推進方針」に基づき、農作物の収量や品質、農作業効率を向上させる区画整理や暗渠排水、土層改良、農業水利施設など、農業生産を支えるための整備を推進。
- ・ 担い手への農地集積及び農地の分散錯圃の解消や耕作放棄地の発生防止を図るため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進。

第4 農業を核とした産業展開と快適で豊かな農村づくり

- ・ 地域資源を活かし、アグリビジネスや農商工連携など関連産業との連携強化による地域ブランドづくりなど6次産業化などを促進するとともに、農村の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムや、都市と農村の交流などを促進するふれあいファームの実践活動等を推進。